

# 特別養護老人ホーム ひだまりの郷 利用料金表(2)

介護保険の自己負担額						
	加算項目	日額		月額(30日で算出)		加算概要等
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	
基本 加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	19円	37円	570円	1,110円	夜勤を行う職員の数が、最低基準を1以上上回っている。
	看護体制加算(Ⅰ)口	5円	9円	150円	270円	常勤の看護師を1名以上配置している。
	看護体制加算(Ⅱ)口	9円	17円	270円	510円	(Ⅰ)に該当し看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保している。
	栄養マネジメント加算	15円	29円	450円	870円	管理栄養士を1名以上配置し、栄養計画に基づいた栄養管理を行う。
	口腔衛生管理体制加算	*1ヶ月に1回		31円	62円	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。
	褥瘡マネジメント加算	*3ヶ月に1回		11円	21円	褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施し、継続的に入居者ごとの褥瘡管理をした場合。
対象者 加算	初期加算	31円	62円	930円	1,860円	入居日から30日に限り算定。30日以上入院後の再入居も対象となる。
	療養食加算 【1回7円(2割は13円)】	21円	39円	630円	1,170円	医師により疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食が提供される。
	入院又は外泊時費用	253円	506円	*1ヶ月に6日を限度		病院への入院や外泊など、月6日を限度として算定する。
	外泊時費用	576円	1,151円	*1ヶ月に6日を限度		居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合。
	排せつ支援加算	*1ヶ月に1回(6ヶ月間)		103円	206円	排泄にかかる要介護状態の軽減等が見込まれると判断され、支援計画に基づき支援した場合。
	生活機能向上連携加算	*1ヶ月に1回		206円	411円	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、計画に基づき計画的に機能訓練を実施した場合。
	再入所時栄養連携加算	411円	822円	*1回を限度		医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となり入院先の管理栄養士と連携した場合。
	低栄養リスク改善加算	*1ヶ月に1回(6ヶ月間)		309円	617円	低栄養リスクが高く、改善するための計画を作成し栄養管理を行った場合。原則6月の算定。
	口腔衛生管理加算	*1ヶ月に1回		93円	185円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。
	経口移行加算	29円	58円	870円	1,740円	経管栄養から経口による食事の摂取を進めるための、栄養管理及び支援。
	経口維持加算(Ⅰ)	*1ヶ月に1回		411円	822円	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対し、継続的な食事摂取の支援。
	経口維持加算(Ⅱ)	*1ヶ月に1回		103円	206円	(Ⅰ)に該当し食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
	看取り介護加算		148円	296円		
		699円	1,397円			死亡日の前日及び前々日。
		1,315円	2,629円			死亡日。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	19円	37円	570円	1,110円	職員の割合の算出により、いずれかを加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	13円	25円	390円	750円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	7円	13円	210円	390円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	13円	210円	390円	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					介護職員の賃金の改善等を実施。月総単位数の8.3%。